

諮詢書

佐市教委川教第 77 号
平成 24 年 10 月 12 日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

佐賀市教育委員会教育長 東島正明



佐賀市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号及び第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問事項

監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 質問理由

川副支所庁舎 3 階の空部屋を展示場に改良した「かわそえ佐賀田園の郷ギャラリー」では、地元縁の画家の絵画の常設展や市民作品の企画展などをを行い、土曜日・祝日及び年末年始を除いて一般に公開している。

開場中のギャラリー管理は、所管課職員の巡回（月～金曜日）や受付係の配置（日曜日）で対処しているが、対応する人数や展示室の配置の関係から、不十分な状況である。

このため、展示作品の保安上の観点から、犯罪（盗難や棄損等）を未然に防止する効果が期待できる監視カメラを設置する。

3. 所管課

教育委員会川副出張所教育課

4. 設置開始時期

平成 22 年 10 月 4 日

5. 監視カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

- ・ギャラリー内 8箇所に監視カメラを設置する。
- ・ギャラリーに隣接する書庫内にモニター及び記録装置を設置する。
- ・モニターは記録データ確認時のみ使用する。

(2) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは常時稼動・撮影する。
- ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、30日間保存する。
- ・記録後30日間を経過したデータは、順次新しいデータを上書き保存することにより、完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(3) 掲示

- ・カメラ設置場所及び施設利用者受付窓口に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

6. 記録データの取り扱い

- ・「監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。

7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「かわそえ佐賀田園の郷ギャラリー」監視カメラ運用基準に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

「かわそえ佐賀田園の郷ギャラリー」監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、「かわそえ佐賀田園の郷ギャラリー」内の事故及び犯罪防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、「かわそえ佐賀田園の郷ギャラリー」内に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、教育委員会事務局川副出張所教育課長とする。

3 取扱者は、教育委員会事務局川副出張所教育課職員の中から管理者が指名する。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影し、撮影したデータは保存専用のハードディスクに30日分を記録する。

2 撮影後30日間を経過した記録データは、順次新しいデータを上書き保存することにより完全消去する。

3 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

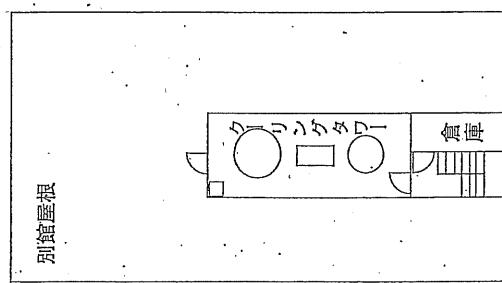
第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は平成24年10月12日から実施する。

佐賀市川副支所庁舎

庁舎3F



監視カメラ等設置図

1~8 ドーム型監視カメラ
モニター&レコーダー
ギャラリー範囲

